

事業者の皆さんへ

事業系廃棄物(一般廃棄物)処理の手引き

・・・正しい分別と適正処理のために・・・

ごみ処理のルールを守ってください

事業系ごみの適正処理にご協力ください

事業系ごみの減量にご協力ください

もくじ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 事業活動とは・・・・・・・・	2
2 事業者の責務・・・・・・・・	2
3 事業活動から生じる廃棄物(産業廃棄物と事業系一般廃棄物)・・・	2
4 事業系一般廃棄物の削減・・・・・・・・	4
5 事業系一般廃棄物の処理方法・・・・・・・・	7
6 事業系廃棄物の適正処理について・・・・・・・・	9
7 事業系一般廃棄物適正処理Q & A・・・・・・・・	10
8 関係法令、お問い合わせ先・・・・・・・・	11
~~~~~	
事業系廃棄物の分別早見表・・・・・・・・	12

伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町  
飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村  
上伊那広域連合

## 持続可能な資源循環型社会の実現による、人と自然にやさしい かみいな

(上伊那広域連合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画基本理念)

### はじめに

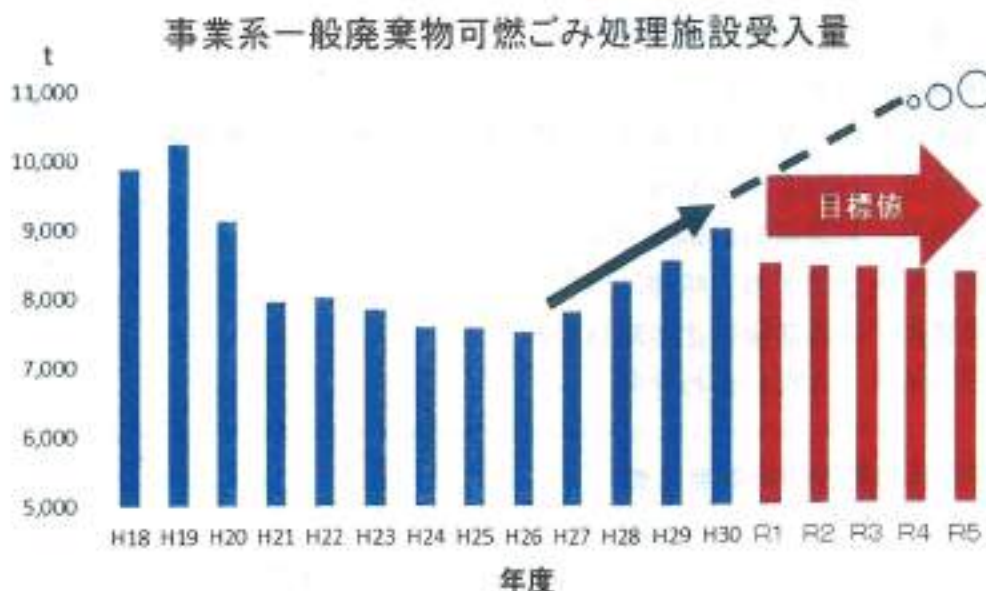
廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」と言います。)」で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」また、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。」と定められています。

上伊那地域の市町村では、一般廃棄物処理計画(一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画)を作成し、その計画に基づき一般廃棄物の処理をしています。

この計画には、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正に処理をするための計画であり、事業所から排出される事業系一般廃棄物についても、減量化・資源化や再生利用に係る推進方法や削減目標値を明記してあります。

しかし、近年の事業系一般廃棄物の搬入量は増加(下記表)を続けており、削減目標値、処理計画から大きく乖離をしています。

この度、事業所から発生する事業系一般廃棄物が、法律に基づき正しく処理がされるよう「事業系廃棄物(一般廃棄物)処理の手引き」を作成しました。この手引きをご参考に事業系一般廃棄物の適正排出・削減・資源化に取り組まれるようお願いいたします。



平成27年度から事業系一般廃棄物(可燃ごみ)の搬入量が毎年増加しています。

## 1 事業活動とは

事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所、病院、個人事業所、内職などの営利を目的とする活動だけではなく、市町村役場、学校、保育園、社会福祉施設などの公共事業・公共サービス、NPO 法人などの非営利事業等の活動も含まれます。

## 2 事業者の責務

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物の再生利用等を行いその減量に努めなければならない。
- 事業者は、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

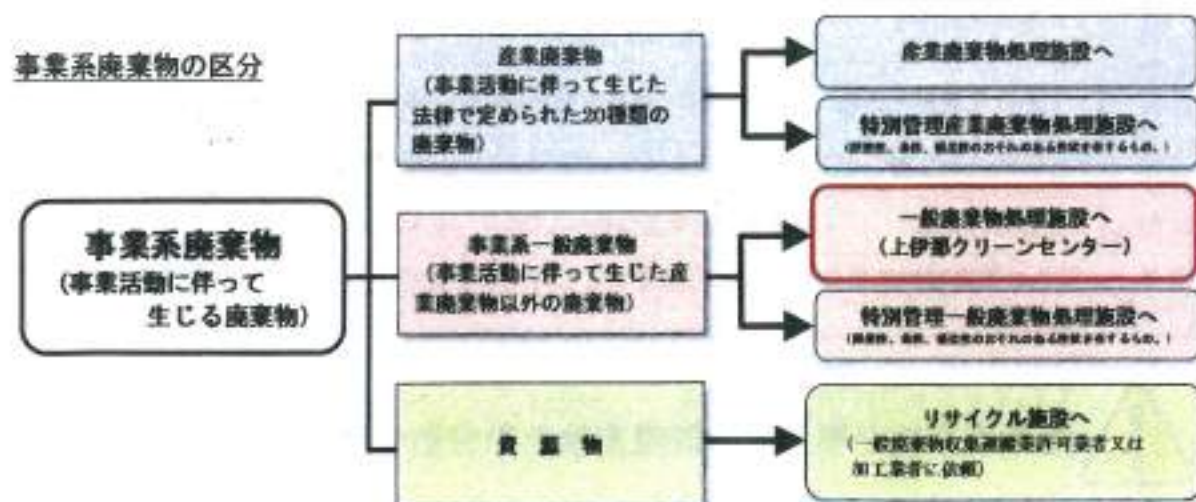
自らの責任においてとは、自らの手による処理だけではなく、廃棄物処理業者又は市町村のごみ処理施設での処理も含みます。この場合は、市町村の一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力しなければならないことを意味します。

## 3 事業活動から生じる廃棄物（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）

事業活動に伴って生じる廃棄物は「事業系廃棄物」といい、一般家庭から排出されるごみとは分別が異なり、処理方法が異なります。

本質的な事業活動の他、従業員の飲食等から生じたごみも「事業系廃棄物」となります。このごみの中には、「産業廃棄物」として処理すべきものも含まれています。

事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大きく分けられます。正しく分別し、適正に処理してください。また、廃棄物の中には分別すれば資源として再生利用できるものも含まれています。



### 3.1 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業系廃棄物のうち、次の20種類が法律で定められています。  
(法律第2条第4項、令第2条)



上伊那クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設です。産業廃棄物は搬入できません。

**産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設で処理・処分をすることとなります。**

種類	指定業種	具体例
業種を限定せず全て産業廃棄物となるもの	1 燃え殻	石炭がら・灰かす・焼却残灰等
	2 汚泥	活性汚泥法による余剰汚泥・建設汚泥等
	3 廃油	鉱物性油・動植物性油・潤滑油・絶縁油・洗浄用油等
	4 廃酸	廃写真定着液・廃硫酸・廃塩酸・有機廃酸類等
	5 廃アルカリ	廃写真現像液・廃ソーダ液・金属石けん液等
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず・合成繊維くず・合成ゴム(廃タイヤ含む)等
	7 ゴムくず	無し
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片・研磨くず・切削くず、空き缶等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類・レンガくず・石膏ボード・コンクリートくず(製造過程)・セメントくず・陶磁器くず等
	10 鉱さい	高炉・平炉・転炉等残さい・キューポラのノロ等
	11 がれき類	新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、アスファルト破片等
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等の集塵施設で捕捉したもの
特定の業種が産業廃棄物となるもの	13 紙くず	建設業・パルプ製造業・印刷出版業など、紙に関する事業活動から出る紙くず
	14 木くず	建設業や木材製造業等、木材に関する事業活動から出る木くず、おがくず、パーク類、木製パレット
	15 繊維くず	建設業・衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業の事業活動から出る天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品・医薬品・香料の製造業等で原料として使用した動植物の固形状の不要物(魚や獣のあら、醸造かす等)
	17 動物系固形不要物	と畜場で解体、食鳥処理場で処理した動物に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業の事業活動から出る牛、馬、めん羊等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業の事業活動から出る牛、馬、めん羊等の死体
20	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の19種類の産業廃棄物に該当しないもの	



**産業廃棄物と事業系一般廃棄物との分別を徹底してください。**



## 4.1 資源化を進めごみ減量に取り組みましょう

### 資源化する場合

一般廃棄物収集運搬業者または加工業者（リサイクル業者）に処理を依頼します。

※処理費用が発生する場合は廃棄物処理となるため、一般廃棄物収集運搬業者に委託することとなります。

※有価で取引される場合は加工業となり廃棄物に該当しません。

#### ○資源化可能といわれているもの

- ・古紙（新聞・雑誌・ダンボール・OA用紙・雑紙等）
- ・生ごみ（食品廃棄物）…（調理くず・残飯・賞味期限切れ等）食料品・医薬品製造業等は産業廃棄物に該当



#### ○産業廃棄物に該当するが資源化可能なもの

- ・金属（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶等）…産業廃棄物に該当
- ・空きびん（ガラスびん）…産業廃棄物に該当
- ・廃プラスチック（事務用等廃プラスチック・ペットボトル・発泡スチロール・プラスチック製容器包装等）…産業廃棄物に該当



※機密書類を処分する場合は、専門業者（リサイクル）へ依頼してください。上伊那クリーンセンターに搬入されても機密の保持をお約束できません。

※飲食店やスーパーマーケット等から出る生ごみ（食品廃棄物…野菜くず、調理くず、魚腸骨等）は一般廃棄物となりますが、できるだけリサイクルしましょう。

※食品リサイクル法で食品関連業者^{*1}は、「発生抑制」「再生利用」「熱回収」「減量」に取り組むことが求められています。

食品関連業者^{*1}とは下表の業種が対象となります。

業種	主な事業者
食品の製造・加工業者	食品メーカー等
食品の卸売・小売業者	デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、八百屋、魚屋等
飲食店・食事の提供を伴う事業を行う者	食堂、レストラン、ホテル、旅館、冠婚葬祭式場等



**事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別せず、混在で一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させるのは法律違反です。**

## 4.2 ごみ減量のメリット

ごみ減量に取り組むことで次のことがメリットとして考えられます。

### ①環境負荷の低減

廃棄物処理には、**収集運搬**→**中間処理**→**最終処分**の処理処分工程があり、その都度CO²が発生します。ごみの減量の取り組みにより環境への負荷を低減できます。

### ②企業のイメージアップ

住民（消費者）の皆さんの環境に対する関心が年々高まっています。企業として環境への配慮が企業イメージをつくります。

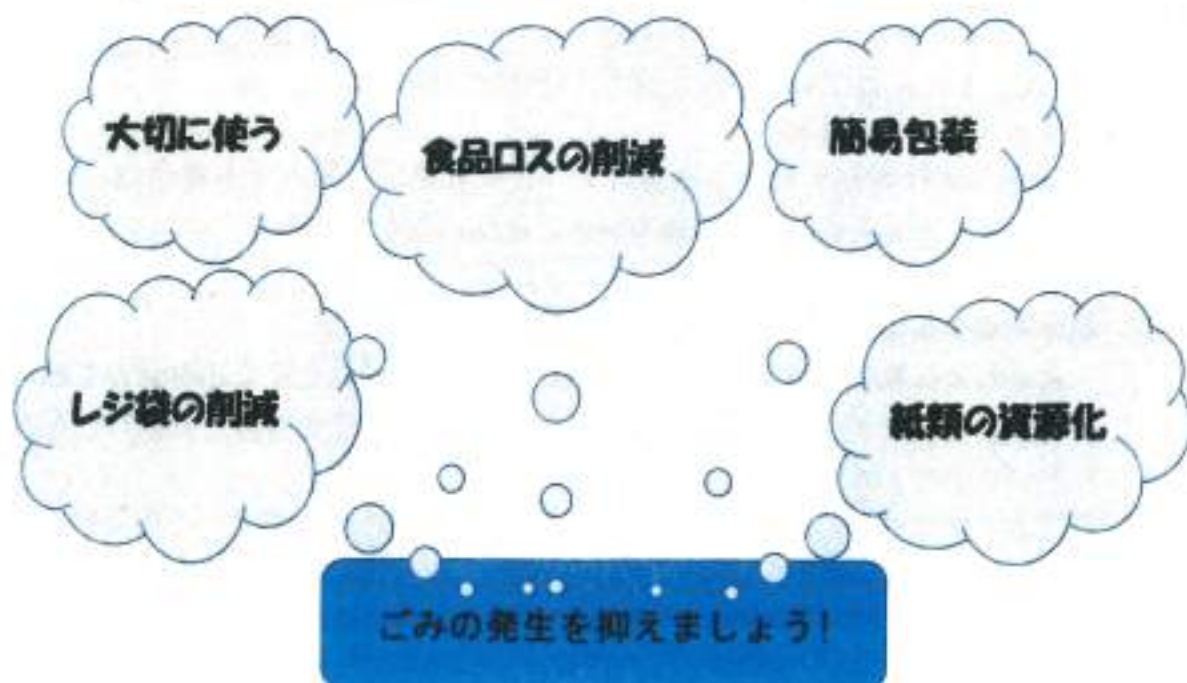
### ③ごみ処理コストの削減

ごみを減量することにより、廃棄物処理に要するコスト削減になります。

## 4.3 ごみ減量のポイント

ごみの減量・リサイクルを進めるためには、どのようなごみがどのくらい発生しているのかを把握することが大変重要です。

- ①ごみ発生量が増加していませんか？
- ②ごみ処理量が増えていますか？
- ③資源化率が減っていませんか？
- ④ごみ処理費用が増えていますか？

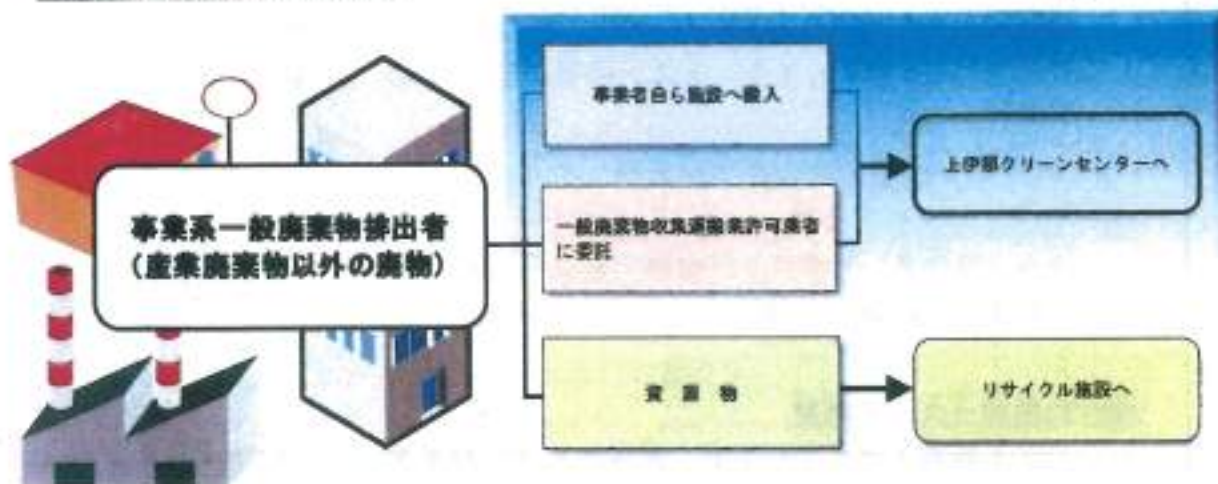


## 5 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理方法は次の方法があります。



### 事業系一般廃棄物の処理方法



#### 5.1 上伊那クリーンセンターではこのような廃棄物は受け入れをしません

- 上伊那クリーンセンターは「一般廃棄物処理施設」です。産業廃棄物の搬入（混入）はお断りをしています。
- 資源化可能な古紙類については、上伊那クリーンセンターでは受け入れしていません。リサイクル業者へ委託してください。
- 事業系一般廃棄物であっても処理困難物として受け入れできない廃棄物もあります。（動物の死骸・糞、排泄物等）

#### 5.2 上伊那クリーンセンターに搬入する時の注意事項

搬入できる事業系一般廃棄物の形状については、基本的に最大一片の長さが5.0cm以下、太さ1.0cm以下の物となります。（切断・分解後）

##### ①事業者自ら搬入する場合

- 事業系一般廃棄物を自ら上伊那クリーンセンターに搬入する場合は、搬入ごみ10kg当たり400円の施設使用料をご負担いただきます。

##### ②一般廃棄物収集運搬業許可者に委託する場合

- 一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合は、事業所の所在する市町村から許可を受けている業者に委託しなければなりません。（許可業者をお探しの際は、市町村にお問い合わせください。）
- 事業系一般廃棄物の収集運搬を受託した許可業者は、他の業者への再委託が禁止されていますので、委託（契約）の際には委託内容を遂行できる業者か十分確認をしてください。



③店舗併用住宅の場合（自宅に店舗、事務所がある場合、又は内職をされている場合）

- 家庭系廃棄物（生活から発生するごみ）と、事業系廃棄物は分けて出してください。
- 家庭系廃棄物は、ごみステーション（集積所）に指定ごみ袋に入れて出せば市町村で収集しますが、事業系廃棄物は事業者自らの責任において処理することとなっていますので、基本的にはごみステーション（集積所）に出しても市町村では収集しません。
- 収集時に事業系ごみの混入が確認できた場合は収集しません。

④上伊那クリーンセンター家庭系・事業系廃棄物搬入申請書

上伊那クリーンセンターでは、事業系一般廃棄物を搬入するごとに次の申請書の提出が必要です。

受付2-2受付員 上伊那クリーンセンター 家庭系・事業系廃棄物搬入申請書																
(法て元) 上伊那広域連合長 <span style="float:right">○年 ○月 ○日</span>																
申請者  (事業系廃棄物を搬入する場合は、事業者名)	住所 伊那市 ○○○○ 12345															
	氏名 株式会社 ○○○○															
	電話番号 0000-00-0000															
	車両番号 松本 ○ ○○-○○															
ごみの出た場所 (○で記入) (事業系の場合は、自治体の○○○の○よりごみを搬入)	伊那市   駒ヶ根市   辰野町   箕輪町   飯島町   南箕輪村   中田村   吉田村  <input checked="" type="radio"/>															
ごみの種類 (○で記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業活動(個人商店を含む)により出たごみ <input type="checkbox"/> 一般家庭から出たごみ(自ら搬入する場合に限る)															
搬入物 (○で印刷)	(生ごみ)   みとん類   じゅうたん   プラスチック製品   タタキ(畳) 指定袋   草葉類   木材類   指定袋(袋) その他( )  災害廃棄物   不法投棄   その他( )															
免責事項 (○で記入)	<input checked="" type="checkbox"/> ごみの持ち込みに際し、以下の免責事項について承知しました。 下記の場合により発生したごみの搬送及び早期の廃棄処分に対して責任を負いかねますので予めご了承ください。 ①お集積所ごみ量による、ごみ増量のため発生したごみ ②お客様ご自身が誤記帳簿を誤って発生したごみ ③気象の急変に起因して発生したごみ															
ご協力をお願いいたします。 ① 不適物が入っていないか、確認させていただきます。 なお、不適物はお持ち帰りいただきます。 ② 指定袋と指定袋以外を混載して持ち込まれた場合は、すべての廃棄で料金をいただきます。 ③ 古紙(新聞・カタログ・事務用印刷物・梱包紙等)のサイクル可能な廃棄物は搬入できません。 ④ 事業所からの廃プラスチックや不燃物は産業廃棄物であり搬入できません。 ⑤ 作業には細心の注意を払っておりますが、万一、お客様の財産を損って処分したり、車両を傷つける恐れがあるため、ごみの荷降ろしは、原則として搬入者が行ってください。																
(受けきれない部)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>受付NO.</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付時間</td> <td></td> <td>使用料 円</td> </tr> <tr> <td>運送時間</td> <td></td> <td>振込手数料 円</td> </tr> <tr> <td>正解重量</td> <td>kg</td> <td>お振込 円</td> </tr> <tr> <td>搬入禁止物</td> <td>おが・竹し・水筒類</td> <td>計量担当者</td> </tr> </tbody> </table>	事項	受付NO.		受付時間		使用料 円	運送時間		振込手数料 円	正解重量	kg	お振込 円	搬入禁止物	おが・竹し・水筒類	計量担当者	
事項	受付NO.															
受付時間		使用料 円														
運送時間		振込手数料 円														
正解重量	kg	お振込 円														
搬入禁止物	おが・竹し・水筒類	計量担当者														
※ 記入いただいた個人情報厳重に管理し、ごみ処理関係以外には使用いたしません。 ※ 本申請書は、施設の窓口でお渡ししますが、上伊那クリーンセンターのHPからもダウンロードできます。																

※「申請書」は上伊那クリーンセンターのホームページからダウンロードできます。

## 6 事業系廃棄物の適正処理について

上伊那クリーンセンターでは、産業廃棄物の混入防止及び資源化可能古紙の再利用の推進を目的とし、事業系廃棄物を適正処理するための「事業系廃棄物搬入検査」を実施しています。

具体的には、上伊那クリーンセンターへの搬入時に、持ち込まれた事業系廃棄物の内容検査を行っています。

検査の結果不適物（産廃や資源化可能物）の混入を発見した場合は、廃棄物担当職員から排出事業者へ改善の指導をいたします。



廃棄物担当職員による搬入ごみの検査

### 6.1 事業所から搬入された不適ごみの例（平成 30 年度検査）



賞味期限切れの弁当

（プラスチック容器が産業廃棄物に該当）



飲料容器

（アルミ缶・スチール缶が産業廃棄物に該当）



産プラスチック類

（プラスチックが産業廃棄物に該当）



きれいな紙（資源化可能）

（資源化可能な古紙類に該当）

## 7 事業系一般廃棄物適正処理Q & A

Q 1 お店から出るごみを地域のごみステーション（集積所）に出しても良いか。

A 1 事業系廃棄物は事業者自ら処理をする責任があります。よって、市町村で実施しているごみステーション（集積所）に出すことは出来ません。また、事業系廃棄物をごみステーション（集積所）に出す行為は不法投棄と見なされる場合があります。なお、年間排出量が少量の事業者については特例により近くのごみステーション（集積所）を利用することができる場合がありますので、事業所所在の市町村の一般廃棄物担当課にお問い合わせください。



Q 2 店舗兼住宅から出る事業系ごみの出し方は。

A 2 お店から出るごみ（事業系一般廃棄物）と、生活から出るごみ（家庭系廃棄物）は分別して別々に出してください。

お店から出るごみの中には、生活から出るごみと同じでも「産業廃棄物」に該当する物もあります。



Q 3 少量なので、プラスチック類を事業系一般廃棄物と一緒に出しても良いか。

A 3 事業所等から排出されるプラスチックは全て産業廃棄物となります。上伊那クリーンセンターで処理することは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。

Q 4 賞味期限の切れた売れ残った食料品は、一般廃棄物（生ごみ）と産業廃棄物（プラスチック製容器）が一体となっているが、そのまま事業系一般廃棄物として出しても良いか。

A 4 一般廃棄物と産業廃棄物を分別せずに収集運搬業者に運搬させるのは法律違反となります。中身（一般廃棄物）と容器（産業廃棄物）は分別して別々に処理をしてください。

なお、生ごみは飼料化や堆肥化の資源化に取り組んでください。

Q 5 使用済みの油を、薬剤を使って固めたり、古紙等にしみ込ませてから生ごみと一緒に事業系一般廃棄物として出しても良いか。

A 5 油は産業廃棄物（廃油）に該当します。上伊那クリーンセンターで処理することは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。



Q 6 事業所で働く人が食べた弁当の空き容器（プラスチック製容器包装）や、お茶などの空きペットボトルの出し方は。

A 6 弁当の空き容器やペットボトル等は産業廃棄物となります。上伊那クリーンセンターで処理することは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。しかし、食べ残しやお茶殻等は事業系一般廃棄物（動植物性残さ）となります。



Q 7 市町村で実施している資源物（びん・缶・ペットボトル・古紙等）の回収日に事業所から出る同類のごみを出していいのか。

A 7 出せません。事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。資源化可能なごみであっても事業系廃棄物として処理してください。



## 8 関係法令

法律で、事業者の排出者責任が強化されています。不適な廃棄物の処理については厳しい罰則が科せられます。主な法令は次のとおりです。

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律》

○事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（第3条第1項）

○事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行いその減量に努めなければならない。

（第3条第2項）

○事業者は、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（第3条第3項）

○市町村職員は、法律の施行に必要と認める場所に立ち入り、保管・収集・運搬・処分の状況を確認する事ができる。

（第19条第1項）

○事業者が不法投棄をした場合、3億円以下の罰金が課せられます。

（第25条第1項第14号・第32条第1号第1号）

## 事業系廃棄物の分別早見表（事例）

一般	事業系一般廃棄物
産業	産業廃棄物
リサイクル	リサイクル可能な廃棄物

詳しくは  
お問い合わせ  
ください。



- 下記の品名は事例を示したものです。  
 ○混合物（産業廃棄物と事業系一般廃棄物が一体）は、それぞれ分けていただくのが原則です。  
 ○特定の業種の場合は、産業廃棄物に該当するものもありますので適正処理をお願いします。

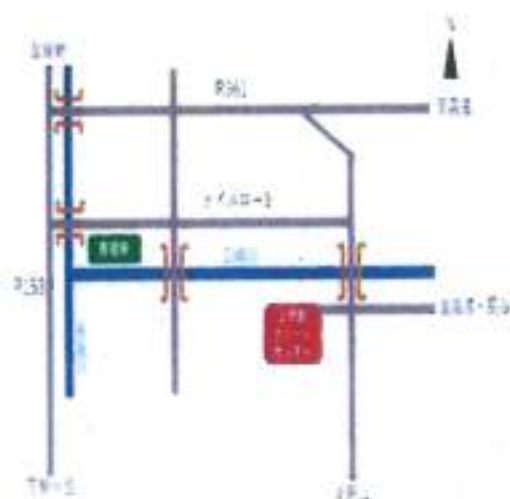
プラスチック類・金属類・びん類は、どの業種から出されても産業廃棄物となります。

	品名	分類	産廃種類	備考
あ	空き缶	産業	金属くず	従業員の飲食から出たものも含む
		リサイクル		
	空きびん	産業	ガラスくず	従業員の飲食から出たものも含む
		リサイクル		
	アクリル板	産業	廃プラ類	
	穴あけパンチ	産業	金属くず	
	筒子	産業	金属くず	
			廃プラ類	
	一斗缶	産業	金属くず	
	インクカートリッジ	産業	廃プラ類	
	ウェス	産業	廃プラ類	合成繊維製
		一般		木綿等天然繊維製（廃油等の産業との混合物については産業となる場合もあります。）
	塩化ビニール管	産業	廃プラ類	
	エンジンオイル	産業	廃油	
鉛筆	一般			
OA用紙	一般			
	リサイクル			
か	化学繊維製品	産業	廃プラ類	
	カタログ	一般		汚れているもの
		リサイクル		汚れていないもの
	カセットテープ	産業	廃プラ類	
	かっぱ	産業	廃プラ類	
	花びん	産業	ガラスくず	
			陶磁器くず	
	紙くず	一般		特定の業種は産業
		リサイクル		
	瓦	産業	陶磁器くず	
クリアファイル	産業	廃プラ類		
古布	一般		特定の業種は産業 化学繊維は産業	

	品名	分類	産廃種類	備考
さ	サンダル	産廃	廃プラ類	
	CD	産廃	廃プラ類	
	シャープペン	産廃	金属くず 廃プラ類	
	シュレッダーくず	一般		汚れているもの
		リサイクル		汚れていないもの
	新聞・雑誌	一般		特定の業種は産廃
		リサイクル		汚れていないもの
	スコップ	産廃	金属くず	
	スチール机	産廃	金属くず	
	スポンジ	産廃	廃プラ類	
	スリッパ	産廃	廃プラ類	
	せん定枝・刈草	一般		
リサイクル				
洗面器	産廃	金属くず 廃プラ類		
	産廃	繊維くず	特定の業種は産廃	
た	たたみ	一般		解体・リフォーム等から出たものは除く
		リサイクル		
	ダンボール	一般		汚れているもの
		リサイクル		汚れていないもの
	チラシ	一般		汚れているもの
		リサイクル		汚れていないもの
	DVD	産廃	廃プラ類	
	電気コード	産廃	廃プラ類 金属くず	
		産廃	金属くず ガラスくず	
	電球	産廃	汚泥 金属くず	
	電池	産廃	陶磁器くず	
	陶磁器	産廃	動物の死体	特定の業種は産廃 処理困難物
動物の死体	産廃	動物のふん尿	特定の業種は産廃 処理困難物	
動物のふん	産廃	金属くず		
トタン	産廃	金属くず		
な	長靴	産廃	ゴムくず	
	生ごみ	一般		特定の業種は産廃
		リサイクル		食品リサイクル法
ネット	産廃	廃プラ類		

	品名	分類	産廃種類	備考
は	廃油(鉱物性・動植物性)	産業	廃油	
	バッテリー	産業	廃酸	
			廃プラ類	
			金属くず	
	発泡スチロール	産業	廃プラ類	
	ハンガー	産業	金属くず	
			廃プラ類	
	ビデオテープ	産業	廃プラ類	
	FAX用紙	一般		汚れているもの
		リサイクル		汚れていないもの(感熱紙は不可)
	フレコンバック	産業	廃プラ類	
	ペットボトル	産業	廃プラ類	
		リサイクル		
	ヘルメット	産業	廃プラ類	
弁当のプラスチック空き容器	産業	廃プラ類	従業員の飲食から出たものも含む	
ボールペン	産業	廃プラ類		
ホッチキス	産業	廃プラ類		
		金属くず		
ポリバケツ	産業	廃プラ類		
ま	マウスパッド	産業	廃プラ類	
	マッチ	一般		火災予防のため濡らす
	名刺	一般		汚れているもの
リサイクル			汚れていないもの	
ら	ライター	産業	廃プラ類	中のガスは使い切る
			金属くず	
	レコード	産業	廃プラ類	
	レジ袋	産業	廃プラ類	
	れんが	産業	陶磁器くず	
ロッカー(金属)	産業	金属くず		
わ	割りばし	一般		

## 上伊那クリーンセンター



伊那市 富県 3790番地

事業系一般廃棄物の処理に関するご相談は、事業所が所在する市町村の廃棄物担当係または上伊那広域連合までお問い合わせください。

伊那市	生活環境課	環境衛生係	0265-78-4111 (代)
駒ヶ根市	生活環境課	環境衛生係	0265-83-2111 (代)
辰野町	住民税務課	生活環境係	0266-41-1111 (代)
箕輪町	住民環境課	生活環境係	0265-79-3111 (代)
飯島町	住民税務課	生活環境係	0265-86-3111 (代)
南箕輪村	住民環境課	生活環境係	0265-72-2106 (直)
中川村	住民税務課	生活環境係	0265-88-3001 (代)
宮田村	住民課	住民係	0265-85-3181 (代)
上伊那広域連合	環境衛生課	環境衛生係	0265-78-2537 (直)
		上伊那クリーンセンター	0265-98-8337 (直)